

BEAMS JAPAN による新商品開発・既存商品ブラッシュアップ支援事業

参加事業者募集要項

(令和6年度 駒ヶ根市地域の稼ぐ力強化・発信事業)

1. 事業概要

駒ヶ根市では、市内事業者の皆さんの商品・サービスの付加価値向上や新たな商流の構築等による収益力の強化を図る取り組みを支援するため、セレクトショップ業界で幅広い世代から人気を集める株式会社ビームスが運営する「BEAMS JAPAN」と連携した「新商品開発支援事業」を実施します。

「商品開発支援事業」では、BEAMS JAPAN のバイヤーが、参加される市内事業者の皆さんへ新商品開発または既存商品ブラッシュアップのための個別アドバイスを実施します。参加事業者の皆さんには、アドバイスを踏まえた新たな商品の開発等に取り組んでいただきます。

また、本事業で開発した商品は、ビームス公式オンラインショップでテスト販売を行うほか、駒ヶ根市ふるさと寄附返礼品への登録を行い、BEAMS JAPAN 監修のフレームを付けてふるさと納税サイトに掲載します。開発した商品については、事業終了後も各事業者で販売が可能です。

つきましては、本要項記載のとおり「商品開発支援事業」の参加事業者を募集します。参加を希望される方は、商工観光課へお申し込みください。

2. 申込要件

以下を全て満たす事業者の方。

- (1) 駒ヶ根市内に本店または支店、事業所があること。
- (2) 全3回の商品開発会に参加可能なこと。
- (3) 監修した商品を駒ヶ根市ふるさと寄附返礼品として登録する意思があること。
- (4) 令和7年2月頃に行う活動報告会に参加可能なこと。
- (5) 市税等に滞納がないこと。
- (6) 駒ヶ根市暴力団排除条例（平成24年駒ヶ根市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

※ただし、現在駒ヶ根市ふるさと寄附返礼品としてご協力いただいている事業者の方は、(1)について事業所の所在地は問いません。

3. 参加定員

4事業者（各社1～2品程度）

※ご申し込んだ商品が、必ず採用されるものではありません。

4. 参加料

■BEAMS JAPAN のバイヤーからのアドバイザー料は、無料です。

■以下の費用は、参加事業者負担となります。

- ・開発にかかる費用（試作費含む）
- ・商品納品にかかる送料、販売終了後の返品送料

■監修した商品を1品サンプルとして、当市へ無償提供をお願いします。

5. 申込期間

令和6年4月18日（木）～5月7日（火）午後5時 ※申込書類必着

6. 申込方法

■以下の書類をメールまたは郵送でご提出ください。

- （1）申込書（事業者情報シート）
- （2）監修希望の商品情報シート

※商品情報シートは、監修を受けたい商品ごとに作成してください。

■送付先等

【宛 先】駒ヶ根市 産業部 商工観光課 商業係

【住 所】〒399-4192 駒ヶ根市赤須町 20 番 1 号

【メール】shogyo@city.komagane.lg.jp

【注 意】BEAMS JAPAN の商品開発実績及びノウハウに基づく審査を経て、参加者を決定します。お申し込みいただいても参加できない場合がありますが、ご了承ください。審査結果は、申込者全員に 5/13(月)頃に通知いたします。

7. スケジュール

（1）商品開発会

■内容：BEAMS JAPAN のバイヤー等が、各社の開発したい商品やブラッシュアップしたい既存商品をもとに、新たな切り口から商品開発や販路開拓のアドバイスをを行います。

■日時：

第1回	令和6年5月21日（火）～5月23日（木）
第2回	令和6年7月 9日（火）～7月11日（木）
第3回	令和6年8月27日（火）～8月29日（木）

※各回、いずれか1日1社1時間程度を予定しています。

■会場：駒ヶ根市役所（会場、時間等の詳細は、別途お知らせします。）

(2) 駒ヶ根市ふるさと寄附返礼品登録

■内容：開発した商品を駒ヶ根市ふるさと寄附返礼品に登録し、BEAMS JAPAN 監修のフレームを付けてふるさと納税サイトに掲載します。ただし、開発した商品が返礼品として登録可能な商品に限ります。

■期間：令和6年11月中旬～令和7年3月31日（月） ※予定

■注意：令和7年4月1日以降は、BEAMS JAPAN 監修フレーム無し、商品紹介テキスト内の「BEAMS JAPAN」の記載削除での掲載となります。

なお、開発した商品は、事業終了後も各事業者が独自の販路で販売できますが、「BEAMS JAPAN 監修」という文言を掲載することはブランド使用にあたるためできません（令和7年3月31日までは可）。

(3) オンラインショップでのテスト販売

■内容：ビームス公式オンラインショップにおいて、開発した商品のお披露目として期間限定でテスト販売します。

■期間：令和6年11月中旬～12月中旬 ※予定

■注意：委託販売となります。商品の特性によっては、オンラインショップで販売できない可能性があります。また、食料品の場合、期間中に賞味期限が切れた商品は返品となります。買い取りはできません。

(4) 情報発信等

■内容：開発した商品のプロモーションは、ビームス公式サイト等で行います。

(5) 活動報告会

■内容：本事業の取り組みや、参加事業者のこと、開発した商品のことなどを多くの方に知っていただくための報告会を予定しています。詳細は別途ご案内させていただきます。

■日時：令和7年2月頃 ※予定

8. その他

- ・本事業は、株式会社ビームスとの商品取引を目的とする企画ではありません。また、BEAMS JAPAN ロゴを刻印するのみの商品開発やコラボレーション企画ではありません。